

大阪地方裁判所は、執行官法（昭和四十一年法律第百十一号）第二条第二項の規定に基づき、この規程を制定する。

第一章 勤務裁判所が異なる執行官の事務分配

(申立てによる事務の事務分配の原則)

第一条 申立てによる事務については、本庁及び各支部の執行官は、それぞれ勤務する庁の管轄区域（本庁の管轄区域は支部の管轄区域を除いた区域とし、堺支部の管轄区域は岸和田支部の管轄区域を除いた区域とする。以下同じ。）において職務を行うべき事務を取り扱う。

2 職務を行うべき場所が二以上の管轄区域にまたがる事務又は管轄区域が異なる二以上の場所で職務を行うべき事務は、各管轄庁の執行官のうち申立てを受けた執行官が取り扱う。

3 勤務庁の管轄区域内において、職務の執行に着手した事務は、他の庁の管轄区域において職務を行う必要が生じた場合においても、申立てを受けた執行官が取り扱うことができる。

4 数人の共同債務者に対する執行事件で、執行すべき場所が二以上の管轄区域にわたる場合は、各管轄庁の執行官のうち申立てを受けた執行官が取り扱う。

(申立てによる事務の事務分配の特則)

第二条 執行官は、前条の規定により他の庁の執行官が取り扱うべき事務について申立てを受けた場合にお

いて、事件が急を要し、又は当該執行官が取り扱うべき他の事件と関連するなどの理由により回付を相当地ないと認めるときは、申立人の意見を聞いた上、監督官の承認を得て、自らこれを取り扱うことができる。

(申立てによらない事務の事務分配)

第三条 裁判所が、その所属する事件の手續の一部として、直接に執行官に取り扱わせる事務は、それぞれその庁に勤務する執行官が取り扱う。

(代理順序)

第四条 執行官に差し支えがある場合の代理順序は、次に掲げるところによる。他の庁の執行官の援助を必要とする場合における順序もこれと同一とする。

本 庁 堺支部、岸和田支部

堺 支部 本庁、岸和田支部

岸和田支部 堺支部、本庁

第二章 総括執行官等

(総括執行官)

第五条 総括執行官を本庁に置く。

(総括執行官補佐)

第六条 総括執行官補佐を本庁並びに堺支部及び岸和田支部に置く。

2 総括執行官補佐は、総括執行官が執行官の一般執務を指導監督するに当たり、その事務を補佐する。

(総括執行官の臨時代理)

第七条 総括執行官に事故のあるとき、又は総括執行官が欠けたときは、監督官が予め指定する総括執行官補佐が、臨時に、総括執行官の職務を代理する。

第三章 本庁に勤務する執行官の事務分配

(総括執行官及び本庁に置く総括執行官補佐に対する事務分配)

第八条 総括執行官及び本庁に置く総括執行官補佐には別表一の事務を分配する。

(係別による事務分配)

第九条 本庁に勤務する執行官で前条の執行官以外のものをその取り扱うべき事務により区分した別表二の第一係又は第二係に所属させる。

2 前項のいずれの係に属するかが明らかでない事務は、監督官の指定する係がこれを取り扱う。
(関連事件の取り扱い処理)

第十条 関連する事件は、監督官の承認を得たときは、同一の係が取り扱うことができる。ただし、同一の債務名義に基づく執行事務が数個の係に属する場合は最初に分配を受けた係がこれを取り扱うものとする。

2 関連する事件が数個の係に係属していることが判明したときは、監督官の承認を得て一の係がこれを取り扱うことができる。

(付随事件の取り扱い配付)

第十一条 前二条により各係に継続する事件に関する各種の申立事件は、その係が取り扱う。

(他の係の取り扱いすべき事務の取り扱い)

第十二条 各係は、その係に属する事件を処理するについて必要があるときは、監督官の承認を得て他の係の取り扱いすべき事務を取り扱うことができる。

(事務の移転等)

第十三条 執行官に病氣その他長期の差し支えが生じたとき、又は一の係に係属する事件が著しく多数に達したとき、その他相当の理由があるときは、所長は、相当の期間その係の取り扱うべき事務の全部又は一部を他の係に移すことができる。

2 事件をその係で処理することが相当でないときは、監督官はこれを他の係に移すことができる。

(執行官の配置)

第十四条 執行官の配置は、所長があらかじめ執行官の意見を聴いた上、期間を指定して定める。ただし、所長は、特に必要があると認めるときは、期間の途中であつても配置を変更することができる。

(代理等)

第十五条 執行官に差し支えがある場合には、所長があらかじめ定める順序により、他の執行官がこれを代理する。

2 前項によることができないときは、監督官の指定する執行官がこれを代理する。

3 執行官法第十九条第一項により他の執行官の援助を求める場合の順序は、前二項と同一とする。

4 急速を要する事件について特に必要があるときは、監督官は、指定した執行官にその事務を取り扱わせ

ることができる。

第四章 堺支部及び岸和田支部に勤務する執行官の事務分配

(堺支部の事務分配)

第十六条 堺支部に勤務する執行官が取り扱うべき事務のうち、別表一の事務を総括執行官補佐に分配し、別表三の事務を、各区分ごとに、受理の順序に従い、所長があらかじめ定める順序で、総括執行官補佐以外の各執行官に順次事務を分配する。

(岸和田支部の事務分配)

第十七条 岸和田支部に勤務する執行官が取り扱うべき事務のうち、別表一の事務（ただし、第一の6号の事務を除く。）を総括執行官補佐に分配し、別表三の事務を、各区分ごとに、受理の順序に従い、所長があらかじめ定める順序で、各執行官に順次事務を分配する。ただし、総括執行官補佐には、別表三の4号の事務のみを分配する。

(本庁に関する規定の準用)

第十八条 第十条ないし第十二条の規定は、堺支部及び岸和田支部に勤務する執行官の事務分配に準用する。

この場合において、事務を取り扱った執行官に対しては、各執行官の取り扱う事件数が平均するまで、前条の規定による事務分配の順序を変更して事務の分配を停止する。

2 第十三条の規定は、堺支部及び岸和田支部に勤務する執行官について準用する。

(代理順序)

第十九条 一の支部において、一人の執行官に差し支えがあるときは、同じ支部の他の執行官がこれを代理する。

附 則

一、この規定は、執行官法の施行の日から施行する。

二、執行官法の施行前に職務を行うべき命令又は委任を受けた事務は、現にその事務を取り扱っている執行官が取り扱う。

三、民事執行法の施行前に申し立てられた民事執行の事件（昭和五十五年十月一日以降に申し立てられた付

随事件を含む）については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成十七年三月十四日から施行する。

附 則

この規程は、平成十七年三月十五日から施行する。

取り扱うべき事務	<p>第一 事件関係 1 執行裁判所の命令による不動産、船舶、自動車、建設機械、航空機、債権その他の財産権の売却の実施 2 内覧の実施 3 訴えの提起前における現況調査 4 配当 5 拒絶証書の作成 6 文書の送達、告知書等の送付 7 執行調書の謄本等の作成に関する事項 8 入札書等の整理及び管理並びに開札の実施に関する事項 9 保管金の受入れ及び払出し並びに手数料等の請求及び受領に関する事項 10 執行官の事務に関する図書・資料の整理に関する事項 第二 庶務関係 1 執行官に対する研修に関する事項 2 執行官室用器具の整備、調整及び管理に関する事項 3 手数料配分制の運用管理に関する事項</p>
----------	--

別表二

第二係	第一係
<p>4 3 2 1 別表一及び第一係において取り扱うべき事務を除くその他の事務 別表一及び第一係において取り扱うべき事務を除くその他の事務 評価人の求めによる援助 文書の送達、告知書等の送付 文書の送達、告知書等の送付 内覧の実施</p>	<p>4 3 2 1 民事執行法による現況調査 評価人の求めによる援助 文書の送達、告知書等の送付 文書の送達、告知書等の送付 内覧の実施</p>

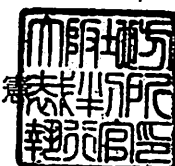
取り扱うべき事務	<p>1 動産執行（罰金、科料等の徴収を含む）及び動産の競売</p> <p>2 仮差押え及び仮処分執行並びにその他保全処分として行われる執行</p> <p>3 引渡請求権の基づく強制執行、授權決定の執行その他申立てのより強制執行として行われるもので、前二号のいづれにも属しないもの</p> <p>4 (1) 民事執行法による現況調査 (2) 内覧の実施</p> <p>5 文書の送達、告知書等の送付</p> <p>6 拒絶証書又は抵当証券の支払いなき証明の作成、財産の調査等の関する援助又は立</p> <p>7 会、その他財産の封印又は封印の除去</p>
----------	---

平成25年3月11日

大阪地方裁判所長 殿

大阪地方裁判所

総括執行官 朝野 憲



大阪地方裁判所執行官事務分配規程第14条に基づく
執行官の配置について(上申)

標記の事務分配規程に基づく執行官の配置は、現在別表の「現在の執行官の職務分担」と定められていますが、平成25年4月1日以降は別表の「改正後の執行官の職務分担」のとおり定めてください。

執行官監督官

高橋部長 桑原裁判官

執行官監督補佐官

山本首席 笠井次席 山森協性 佐藤純佳

A collection of seven circular red seal impressions, each enclosed in a hand-drawn circle. The top row contains two seals for the Supervisors: Takahashi Naoto (高橋部長) and Sawano Kazuo (桑原裁判官). The bottom row contains four seals for the Deputy Supervisors: Yamamoto Naoto (山本首席), Kasai Jitsuo (笠井次席), Yamamori Katsunori (山森協性), and Sato Junika (佐藤純佳).

大阪地裁総第822号

平成25年3月15日

大阪地方裁判所総括執行官 殿

大阪地方裁判所長 二本松 利 忠

執行官の事務分配について

(3月11日付け上申に対する通知)

標記の事務分配については、上申のとおり定めました。

大阪地裁堺支庶第111号

平成25年3月28日

大阪地方裁判所長 殿

大阪地方裁判所堺支部長 中 村 哲

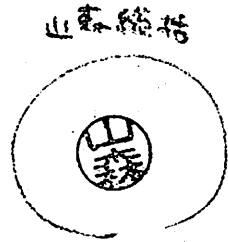
執行官の事務分配等について（進達）

当支部総括執行官補佐中田敬章から、標記の事務分配等の改正を求める上申が別添のとおり提出されましたので、よろしくお取り計らいください。

執行官監督官



執行官監督補佐官



平成25年3月28日

大阪地方裁判所堺支部長 殿

大阪地方裁判所堺支部

総括執行官補佐 中 田 敬 章

執行官の事務分配等について（上申）

大阪地方裁判所執行官事務分配規程第16条に基づく堺支部執行官の事務分配順序を、平成25年4月1日以降、別紙のとおり改定されたく上申します。

大阪地方裁判所執行官事務分配規程第16条
に基づく堺支部執行官の事務分配順序

改正前	改正後
<p>第16条関係</p> <p>1, 堺支部に勤務する執行官が取り扱うべき事務のうち, 執行官事務分配規程別表1の事務を総括執行官補佐に分配する。</p> <p>2, 同別表3の事務を各区分ごとに, 受理の順序に従い, 下記順序で総括執行官補佐以外の各執行官に順次事務を分配する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>執行官 (1) 神崎 量俊 (2) 妹尾 幸男 (3) 峰田 和実 (4) 堀田 健三 (5) 森 文男 (6) 嶋田 浩二 (7) 高桑 英郎 (以上)</p>	<p>左 同</p> <p>左 同</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>執行官 (1) 神崎 量俊 (2) 山本 公一 (3) 峰田 和実 (4) 堀田 健三 (5) 森 文男 (6) 杉村 博正 (7) 高桑 英郎 (以上)</p>

大阪地裁総第1015号

(組ろ-05)

平成25年4月1日

大阪地方裁判所堺支部長 殿

大阪地方裁判所長 二本松 利 忠

執行官の事務分配について

(3月28日付け庶第111号に対する通知)

標記の事務分配については、上申のとおり定めました。



大阪地裁岸支庶第28号

(組ろ-05)

平成25年3月14日

大阪地方裁判所長 殿

大阪地方裁判所岸和田支部長 横山 光雄



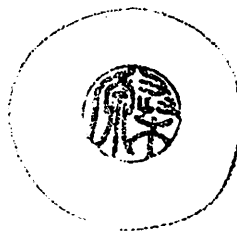
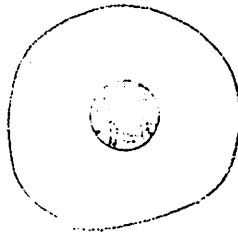
執行官室の事務分配等について(上申)

大阪地方裁判所執行官事務分配規定17条に基づく当支部執行官の事務分配順序を別添のとおり改正してください。

高橋 部長

森原 裁判官

執行官監督官



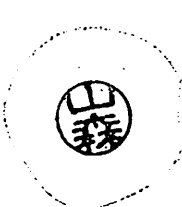
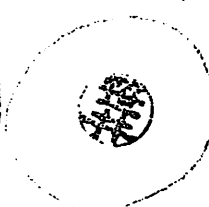
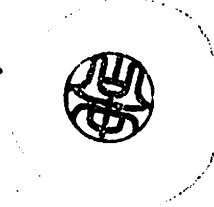
山本 首席

笹井 次席

山森 総括

佐藤 総括

執行官監督補佐官



平成25年3月14日

大阪地方裁判所岸和田支部長 殿

大阪地方裁判所岸和田支部
総括執行官補佐 菰 渕



執行官室の事務分配等について（上申）

大阪地方裁判所執行官事務分配規定第17条に基づく当庁執行官室の別表三の事務分配順序を別添のとおり上申します。



大阪地方裁判所執行官室事務配分規定第17条に基づく
岸和田支部執行官の事務配分順序

(平成25年4月1日実施)

新	旧
<p>(17条関係)</p> <p>岸和田支部に勤務する執行官が取り扱うべき事務のうち、別表三の事務を、各区分ごとに、受理の順序に従い、次の順序で、各執行官に順次事務を配分する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 別表第三の1から3まで及び5から7までの各事務</p> <p>執行官(1) 炭 谷 光 洋 執行官(2) 河 本 正 一 執行官(3) 鈴 木 克 秀 執行官(4) 辻 隆 司</p> <p>2 別表第三の4の事務</p> <p>執行官(総括執行官補佐)</p> <p>(1) 菰 渕 泰 執行官(2) 炭 谷 光 洋 執行官(3) 河 本 正 一 執行官(4) 鈴 木 克 秀 執行官(5) 辻 隆 司</p>	<p>(17条関係)</p> <p>岸和田支部に勤務する執行官が取り扱うべき事務のうち、別表三の事務を、各区分ごとに、受理の順序に従い、次の順序で、各執行官に順次事務を配分する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 別表第三の1から3まで及び5から7までの各事務</p> <p>執行官(1) 炭 谷 光 洋 執行官(2) 親 川 正 昭 執行官(3) 鈴 木 克 秀 執行官(4) 辻 隆 司</p> <p>2 別表第三の4の事務</p> <p>執行官(総括執行官補佐)</p> <p>(1) 菰 渕 泰 執行官(2) 炭 谷 光 洋 執行官(3) 親 川 正 昭 執行官(4) 鈴 木 克 秀 執行官(5) 辻 隆 司</p>

大阪地裁総第891号

(組ろ-05)

平成25年3月27日

大阪地方裁判所岸和田支部長 殿

大阪地方裁判所長 二本松 利 忠

執行官の事務分配について

(3月14日付け庶第28号に対する通知)

標記の事務分配については、上申のとおり定めました。